

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針検証会議設置要綱

(設置)

第1 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針について、社会の変化等を踏まえ検証するため、青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針検証会議（以下「検証会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 検証会議は、次に掲げる事項について検証し、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針に基づく県教育委員会の取組に関すること。
- (2) その他青森県立高等学校教育改革推進計画に関すること。

(組織)

第3 検証会議の委員は、別記に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- 2 検証会議に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 4 委員長は、検証会議を主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱した日から令和2年6月30日までとする。

(会議)

第5 検証会議は、教育長が招集する。

(庶務)

第6 検証会議の庶務は、青森県教育庁高等学校教育改革推進室において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年1月30日から施行する。

別記

検証会議委員

- 1 青森県立高等学校将来構想検討会議委員であった者
- 2 その他教育長が特に必要と認める者